

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	小八木 (小八木町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主力となる農事組合法人がほぼ全域の田(約75%)を営農する段階にある。農事組合法人での農業従事者は主に5名程度で、作業により10名程度の参加をもって、成り立っているが、いずれも60歳を超えており、今後の事業継承が課題として上がっている。主たる作物は、米(約55%)、麦、大豆(約45%)であるが一部や野菜や果樹にも取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米作のみでは、増収は見込めず、今後は麦、大豆、野菜、果樹の取り組みを増やし、また、加工品への対応も考慮する必要があると考えている。また、経営規模的には、地域のみでは限界があり、農業法人を連携させる、ホールディング会社の設立等も呼びかけていき、100ha、200haの規模も視野に入れていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業者が高齢者で、後継者も明確でない場合は、将来について会話するようにし、集約化を進める。また、貸付時の条件等についても明確にし、メリットを感じられるようにする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地はもちろん、周辺地の貸与希望農地の情報展開をお願いしたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
圃場の1%化は図りたいが、莫大な金額が必要なため、国等の負担をお願いしたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
野菜取組農家があるので、支援を続けたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合の地区内にある複数の担い手農家を結びつけるような取り組みがあれば参加していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②継続して県の指導による、環境にやさしい農業の取り組みを行う。 ③ドローンによる農薬散布や、農業支援システムの活用を行っている。 ④市場での希少価値の高い果樹を手がけ、増収に繋げる。また加工品の製造販売も行う。				